第43回大阪府人権施策推進審議会　議事概要

**（開催要領）**

日時 ： 令和５年3月29日（水）　午前10時から正午まで

場所 ： 大阪府咲洲庁舎41階共用会議室10

（ウェブ会議併用）

出席委員 ： （会場出席）　内田委員、小野委員、金光委員

（ウェブ出席）　大槻委員、億委員、勝山委員、三部委員、内藤委員、前田委員、山野委員、𠮷村委員

（計11名）

**（議事次第）**

１． 開　会

２．　議　題

（１）会長の選任について

（２）「大阪府人権教育推進計画」の改定について（報告事項）

（３）インターネット上の人権侵害事象への対応について（報告事項）

（４）「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」の改定について（報告事項）

（５）パートナーシップ宣誓証明制度の府内自治体間連携について（報告事項）

（６）「大阪府在日外国人施策に関する指針」の改正について（報告事項）

３．　閉　会

**（議事録概要）　【**◎：会長の発言　　〇：委員の発言　　●：事務局等の説明、応答等】

（１）会長の選任について

委員の互選により、小野委員が会長に選任された。

（２）「大阪府人権教育推進計画」の改定について（報告事項）

●事務局

資料1－1に基づきまして、大阪府の人権施策の推進に係る体系における大阪府人権教育推進計画の位置付けについてご説明をさせていただきます。

資料の左側、「1大阪府人権教育推進計画について（大阪府の人権施策の推進の体系）」というところをご覧ください。大阪府では、平成10年に制定いたしました「大阪府人権尊重の社会づくり条例」、および平成13年に条例の具体化のために定めました「大阪府人権施策推進基本方針」に基づきまして、人権施策を進めてきております。

この人権施策推進基本方針では、人権施策の基本方向といたしまして、括弧して書いておりますけれども、「人権意識の高揚を図るための施策」と、もう一つは「人権擁護に資する施策」の、この二つの施策について定めさせていただいております。この人権教育推進計画は、前者の方の人権意識の高揚を図るための施策の推進計画として平成17年に策定をさせていただいております。

その後、この計画自身が10年間の計画期間というのがございまして、その満了に伴いまして、平成27年度に人権教育推進計画の改定を行わせていただいております。27年の計画から、計画期間の設定は行わずに以後3年ごとに推進計画の内容を点検しているところでございます。今回の改定では、平成30年度と令和3年度に行いました点検結果を反映した形での改定をさせていただいております。改定のポイントにつきましては、資料1－1の左側の下の欄に改正の主なポイントというのを、こちらの方に４つ丸で示させていただいております。

具体的には、一つ目の「これまでの国連や国の動向、府民ニーズや社会情勢の変化、法令・制度の変更等、人権をめぐる動きを踏まえ、記載内容の見直しを行いました。」これにつきましては、お手元の新旧対照表で言いますと、資料1－3でございますが5ページから6ページにかけて、計画の本体、資料1－2につきましては4ページから5ページにわたって記載をさせていただいております。こちらでは、網羅的に、この辺りの社会情勢の変化ですとか法令の改正等を踏まえた記述をさせていただいております。

二つ目が、「インターネット上において人権侵害事象が多く見られることを踏まえ、情報発信者のモラルや人権意識を高め、また、インターネット利用者のメディア・リテラシーを育成する取組を進めることを明記しました。」こちらの方は、新旧対照表でいいますと13ページの下から二つ目の丸になります。計画本体の方は10ページの一番下の丸になります。こちらの方では、インターネット上において人権侵害事象が多く見られることを踏まえ、情報発信者のモラルや人権認識を高め、情報化の申請時期、ＳＮＳなどインターネット上において人権侵害事象が生起していることに留意しながら取組を進めることが重要です。「そのため、情報の発信者一人ひとりがモラルと人権意識を高め、自らが発信する情報に責任を持つとともに、利用者も様々な情報に惑わされることなく主体的に読み解く能力（メディア・リテラシー）を育成する取組を今後とも進めます。」と記載をさせていただいております。

続きまして、「多様な文化や価値観を持つすべての人々が共生できる人権教育を推進する」としまして、「ヘイトスピーチを許さない社会機運の醸成に加え、性の多様性の理解増進に資する教育啓発の取組を進めることを明記いたしました。」こちらにつきましては、新旧対照表で言いますと15ページになります。計画本体の方では12ページの一番下から二つ目の丸のところになります。こちらの方では、ただいま申し上げました記述を書かせていただいておりまして、特に改正したところが、社会機運の醸成に加えというところで、さらに「性の多様性の理解増進に資する」という表現を加えさせていただいております。

四つ目が、「仲間はずしや言葉・暴力によるいじめについて重大な人権問題であるとし、学校・家庭・地域等が協働して、いじめの未然防止に向けた取組を進めることを明記しました。」これにつきましては、新旧対照表の14ページの一つ目の丸のところと、計画本体で申しますと11ページの上から二つ目の丸のところに該当いたします。こちらの方では、「近年仲間はずしや言葉・暴力によるいじめによって、時には命に関わる深刻な状況も生み出されています。いじめはその子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。いじめは全ての子どもに起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要です。子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけるとともに、学校・家庭・地域等が協働して、いじめの未然防止に向けた取組を進めます。」とこのような記述をさせていただいております。

今回の大阪府の人権教育推進計画の改定につきましては、前回の第42回の人権施策推進審議会において、委員の皆様のご意見をいただいておりまして、それを踏まえた上での改定作業を行わせていただきました。また令和４年、昨年７月から８月にかけまして、この計画案に対して府民意見の募集ということで、パブリックコメントを行いました。そこで５件のご意見をいただいたところでございます。資料1－1の右側に3といたしまして、「改定後の大阪府人権教育推進計画の概要」を示させていただいております。こちらの方は、太字で目次を示させていただいておりまして、計画の構成とそれぞれの項目に書かれております内容をコンパクトに要約した形でまとめさせていただいております。

最後に、本体の方の資料１－2、２２ページをご覧いただけますでしょうか。こちらの方に４としまして、「推進計画のフォローアップ、点検」という項目がございます。一番最後の３行になりますが、「国連や国の動向、府民のニーズや社会情勢の変化、法令・制度の変化等に対応するため、３年ごとに推進計画の内容を点検します。」と記載がございます。書いてありますように、今後とも３年ごとにこの計画内容の点検をさせていただきまして、本計画に基づいて人権教育の推進に努めてまいりたいと考えております。私からの説明は以上でございます。

◎会長

まず議題の1ということになりますが、大阪府人権教育推進計画の改定ということで、今ご説明ありました通り定期的に改定を行っていくわけですけれども、今回は主なポイントでご説明いただきました主に四つの点から改定を行ったということで、新旧対照表とも出ていると思いますので、皆さんの方から気になる点、ご質問ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。

〇委員

説明をありがとうございました。聞き漏らしたと思うのですけれども、改定の主なポイント３つ目のところ、ヘイトスピーチを許さない、性の多様性の理解増進というのは、この推進計画のどこに記載されているのかをもう一度教えてください。あとパブリックコメントが５件あったということなのですが、どういう内容だったのかを簡単に教えていただけたらと思います。

●事務局

ヘイトスピーチを許さない社会機運の醸成と、性の多様性の理解増進のところでございますが、そちらの方は新旧対照表で言いますと１５ページです。この（４）のところでございます。「多様な文化や価値観を持つすべての人々が共生できる人権教育の推進」というところの、一番最後の行のところを指しております。計画本体のところは、１２ページに書かせていただいております。１２ページの中段の４のところでございます。

パブリックコメントの内容かどうかというご質問いただきまして、ありがとうございます。先ほど少し申しましたように、７月から８月にかけての１ヶ月間で募集いたしまして、５件ございました。中身の方は、例えば外国人に対する教育へのサポートは明文化できないかとか、学校現場での人員を増員すべきで、マンパワーの増員も明記してほしいというご意見とかです。あと学校制服、男女の性差別を助長するような男女の制服というのがあるので、そのあたりに取り組んでほしい、制服の廃止について取り組んでほしいというご意見をいただいております。

あともう二つございまして、女性の人権を尊重するという視点で、大阪府の遊郭を一掃して、そういうことに取り組んでほしいという意見と、もう一つが、人権教育の教材、これは府の方で作らせていただいているのですけれども、ちょっと最近発行が少ないというご意見をいただいておりまして、教材の開発にも取り組んでほしいというような内容をいただいております。いずれも今回の改定には条文の修正という形で入れておらないんですけれども、今後の施策の参考にさせていくという形でホームページに回答の方を上げさせていただいております。資料がなくて申し訳ございませんが、以上でございます。

◎会長

ありがとうございました。その他にご意見ご質問ありましたらお願いします。

今ちょっと確認できる限りではアクション起こされている方いらっしゃいませんので、ではまず議題1については以上ということになります。内容についてはこの後出てくるものもありますので、またそこでご意見いただければと思います。ありがとうございました。

続きまして、議題の２に移ります。こちらについては、今ちょっとありましたインターネット上の人権侵害事象への対応についてということになります。こちらの方を事務局からご説明をよろしくお願いします。

●事務局

資料の2－1ですけれども、こちらの12ページをまずはご覧いただきたいと思います。

私どもこれまでインターネット上の人権侵害ということでは、インターネット上の差別的な表現あるいは差別、あるいは他者への誹謗中傷といったことで、あらゆる方が傷ついたり、あるいは命の危険といったような課題もあったところ、私どもとしては、これまではやはりインターネットの特性や特徴を考えると、国が統一的に対策を行うべきだという考えのもとに、国への要望などもこれまでやってまいりました。

それと共に、自治体として何か効果的な政策ができないかということで、参考としてお付けしておりますようなインターネットの条例が令和4年の４月から施行され、それと共にこの１２ページにお示ししているような、インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議を令和４年の５月に立ち上げさせていただきまして、12月までの間に５回会議を開催いたしまして、地方自治体としてとりうる効果的な政策についてご意見も頂戴したところでございます。この資料の２－１といいますのは、この有識者会議でいただいた意見の取りまとめという形になっております。ですので、資料２－１の資料の中身の主語は有識者会議ということになります。

それでは、まずはこの資料２－１で有識者会議からどういった意見が出されたのかということをご説明しまして、その次に、この意見を受けまして、私ども大阪府が令和５年度に新たに取り組む事業について簡単にご説明を差し上げたいと思います。まずは資料２－１の２ページ、基本的な考え方という部分をご覧ください。かいつまんで説明させていただきます。「（１）府の役割」という２段落目、インターネット上の人権侵害情報への対応については、表現の自由の問題、匿名性や拡散性といったインターネットの特性を踏まえると、基本的には国において全国統一的に実施されるべきものといったご意見、３段落目に、しかしながら、現在の国における取り組みが必ずしも十分とは言えない状況の中、府においても、国と地方の役割分担を考慮しながら教育・啓発の推進や、安心して相談ができる相談窓口の整備などの支援の充実に取り組んでいくことが重要とされております。

同じく2ページの「（２）被害者支援等のあり方」という部分の1段落目でございますけれども、インターネット上の人権侵害情報への対応に当たっては、被害者自らがプロバイダ事業者への削除要請等を通じまして、被害の回復を図ることが原則であると、府においては、被害者の求めに応じて、被害の回復に向けた法的・技術的な助言、あるいは心理的な面を通じて、被害者に寄り添いながら、被害者の視点に立った支援を行っていくことが重要とご意見を頂戴しています。

３ページに参りまして２段落目ですけれども、府においては、部落差別やヘイトスピーチといった明らかに差別的言動や差別を助長・誘発する情報であると判断できる情報については、プロバイダ事業者等に削除要請等を行うといった直接的な対応をしているところです。こうした情報については、引き続き対応を行うことというご意見、同じページの３段落目ですけれども、特定の個人に対する誹謗中傷や、不当な差別的言動等であると明確に判断できない情報への対応については、現在の法整備や判例等の状況を踏まえると、直ちに直接的な被害者救済は難しいのではないかと、府としては、被害者自身による被害回復への支援を行っていくことと、いったようなご意見を頂戴しています。

続きまして４ページの方に参りますけれども、「（１）教育・啓発活動の一層の推進」という欄、アというところの1段落目ですけれども、インターネット・リテラシーの向上、人権意識の高揚に関する教育・啓発活動を推進して、人権侵害情報の発信等すれば刑事罰等を受ける可能性があることも示していく必要があるといったご意見、それからアの２段落目ですけれども、人権侵害情報の発信者の年代や立場、これは様々であると施策の対象・幅広い世代に拡大するとともに、関係機関との一層の連携・協力を図る必要があるというご意見、それからイのところの２段落目ですけれども、インターネット利用者に直接訴えかけるような、効果的な取り組みを検討すると、例えばインターネット広告、人権相談窓口等を掲載する府のウェブページに誘導するといったようなご意見を頂戴しております。

5ページなのですけれども、5ページの「（２）相談事業・被害者支援の充実」という欄で、アの1段落目から3段落目にかけてありますのは、インターネット上のトラブルや悩みを広く受け付けることができる相談窓口で、削除要請や証拠保全等の専門的知識や経験を有した相談員による迅速かつ継続的な支援を行う必要があると、相談者に寄り添い、継続的な支援を行うことができる新たな専門の相談窓口を設置すること、といったご意見を頂戴しております。

５ページ下から２段落目ですけれども、窓口の設置にあたり、相談に的確に対応できる相談員の確保が難しいことが課題である、窓口運営の方法や相談員の育成等の必要な検討を進め、実現を目指すべきである、といったようなご意見を頂戴しています。

６ページにまいりますけれども、6ページのイの1段落目に書いてありますのは、被害者がより高度で専門的な助言を求める場合、この場合は無料の弁護士相談を提供することと、また被害者の心理的な負担を軽減できる取組として、精神保健福祉士等の専門家による無料相談を提供することといったご意見を頂戴しております。

７ページに参ります。７ページのアのところでプロバイダ・法務省への削除要請の拡充という欄、1段落目ですけれども、府においてはこれまで部落差別やヘイトスピーチといった差別的言動については、団体や地域等に対しての差別的言動についてはプロバイダ事業者や法務省に対して削除要請を行っておるが、部落差別やヘイトスピーチだけではなく様々な不当な差別的言動等についても削除要請の対象とすること、それから不当な差別的言動等について、団体、地域等に対するものだけではなく、特定の個人に対するものであっても対象とすること、といったようなご意見をいただいています。そのアの部分の最後の段落ですけれども、誹謗中傷については違法性の判断などに課題があることから、今後、相談事例の分析や問題点等を整理し、引き続き検討課題とすること、というご意見を頂戴しています。それから同じ７ページのイの部分、「差別的言動等の発信者への注意喚起」という欄では、1段落目に差別的言動等の発信を続ける者に対し、府が直接対応を行う場合は、任意の助言や説示といった注意喚起に留めること、というご意見を頂戴しています。

8ページに参りますが、イの部分の最後の段落、誹謗中傷については、削除要請の場合と同様、引き続き検討課題とすること、ということです。それから同じ8ページのウのところ、「社会的影響が大きい事象への対応」ということで、社会的影響が大きい事象が発生した場合は、府として府民に冷静な対応を求めること、同じページの「エ　有識者による施策の検証」ということで、府の施策検証、削除要請や注意喚起を行うに当たっての基本的な考え方、社会的影響が大きい情報への対応等について、有識者から意見を聴くこと、といったようなご意見をいただいています。

それから、８ページから９ページにかけては「犯罪被害者等支援施策との連携」についてご意見を頂戴しています。９ページのカの部分ですけれども、「司法手続への支援」という欄では、司法手続への補助について、相談事例の分析や問題点の整理等を行いまして、今後の検討課題とすることが適当というご意見をいただいています。それから、同じく９ページ「（４）国への提案」ということで、国においては、発信者情報開示請求に係る費用、非訟手続の創設や、侮辱罪の法定刑の見直し、そういったような対策が講じられたところでありまして、こうした国の対策の効果、府の取組結果を見極めながら、必要に応じて国への提案を検討することが適当といったようなご意見を頂戴しております。

資料２－１は、こういったような有識者会議からのご意見を頂戴しているということでございますけれども、こうしたご意見を踏まえまして、私どものインターネット上の人権侵害への対応としては、令和５年度から必要な予算措置も行った上で、新たな取り組みを進めていくこととしましたので、次に、資料の２－２の方をご覧ください。

本日の時点ではまだ具体的にご説明できない部分もあるのですけれども、概要について可能な範囲でご説明いたします。まず資料の中ほど、少し上に「インターネット上の人権侵害の解消推進事業」と白抜きでタイトルがかかっているところの下側、「①専門相談窓口の整備等」とされておりますが、私ども、インターネット上の誹謗中傷や差別に関する専門相談窓口を新たに設置する予定となっております。この新たな専門相談窓口では、インターネット上の誹謗中傷や差別に関する相談を総合的に受け付けることとしておりまして、削除要請の手続きや発信者情報の開示請求に係る法的な助言を行うとともに、相談者の心のケアにも対応していく予定です。また、相談につきましては、一度だけということではなく、継続的に支援を行うなど、相談者に寄り添った対応を行うことができるようにしたいと考えております。

それから、②のところに書かれております「教育・啓発活動の推進」というところですけれども、これまで行ってきましたリーフレットの配布、こうしたことに加えまして、インターネット利用者に直接訴えかけることができるような、新たな啓発手法としまして、ターゲティング広告を行う予定にしております。具体的には、ＳＮＳやブラウザ上に、あらかじめ登録した人権侵害に関する特定の用語が書き込まれたり検索されたりした場合に、注意喚起や相談窓口の案内を行う画像などを画面上に表示させて、利用者がそれをクリックすると、そのホームページへ誘導される、といったものであります。

それから資料の一番下のところ、③のところに「差別的言動等への対応」とございますけれども、こちらは差別的言動等に結びつくようなインターネット上の情報に対しまして、今後プロバイダ等への削除要請を充実させていく、それから、情報の発信者に対して注意喚起などを行っていく、というような予定にしております。こうした削除要請や注意喚起の実施というのは表現の自由の問題もございますので、慎重な運用が求められることから、第三者機関を新たに設置しまして、対象とする情報をどのように設定すべきかといったような基本的な考え方についてご意見を伺う予定にしております。令和５年度につきましては、以上のような新たな取り組みを進めまして、インターネット上の人権侵害に対応していく予定でございます。説明は以上でございます。

◎会長

ありがとうございました。取組、それから具体的なこれからの方法も方向も示していただきました。かなりの頻度で、この有識者会議を５回やった上で先ほどの報告取りまとめが出まして、さらにその推進に向けた取組というものがもう示されてきています。表現なんか見ますと、かなり慎重に丁寧に検討されているというのはわかりますけれども、法律的な問題とかも含めて様々な論点があろうかと思います。こちらにつきまして、委員の皆さんの方からご意見、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

〇委員

ご説明ありがとうございます。とにもかくにもインターネット上での人権侵害への対応を進めていく方向性で検討いただいているということで、すごく望ましいことだと思って聞いておりました。2点ほど簡単な質問なのですけども、施策の方で、資料2－2なのですけども、専門の相談窓口を整備される予定だということで、これも非常に望ましいことだと思うのですけれども、この中にもちょっと出ていると思いますが、この相談員の方をどのように確保するのか、どのような方を相談員とするのか、その辺りどう想定されているのかが一点です。かなり専門的な知識のもとでの対応が問われると思いますので、そこが一つ気になったところです。

二つ目が下の教育・啓発活動の推進ということで、ターゲティング広告ということで要は検索をしたり投稿した人に対して注意喚起、そちらの方へ誘導するということで、これも望ましい対応だと思うのですが、これは大阪府民が対象になるのか、それ以外も対象になるのかというところです。何度も説明ありましたように、本来国がやるべきことであるとは思うのですけれども、施策の対象をどのように考えられているのか。その2点についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

●事務局

今ご質問いただきましたターゲティング広告の方、ご説明をさせていただきます。啓発活動の推進ということで、ターゲティング広告を来年度させていただくのですけれども、対象は大阪府民を対象にさせていただきます。アカウントの登録とか、そういうところで確認の方をさせていただきまして、府民を対象という形でやる予定で考えておるところでございます。

●事務局

委員ご質問の一つ目の相談員のことについてお答えさせていただきます。委員がおっしゃる通り、このインターネットの誹謗中傷等に対する専門の相談員というのは、なかなかいらっしゃらない状況で、特定の資格というのもございませんでして、取りまとめにもそういったご意見があったんですけれども、相談窓口自体は大阪府としましては、外部委託での事業を予定しております。他県で先行実施されている自治体等にお聞きしましたところ、相談員の方といたしましては、例えば企業のお客様相談窓口で対応されていた実績をお持ちの方であるとか、消費生活相談員の資格を持っておられる方ですとか、精神保健福祉士の資格をお持ちの方とか、といった方が実務に当たっておられるということです。大阪府といたしましても、業者が決まりましたら実際に窓口を開設するまでの間に１ヶ月ぐらい期間を置いて、相談員になっていただく方に研修を行い、知識・ノウハウを事前に身につけていただいた上で、窓口を開設していこうというふうに考えております。

◎会長

ありがとうございます。いずれにせよちょっと新しい試みですので、やっぱり一般的な単なる相談とはちょっと違うものが想定されるということで、今のような慎重な対応といいますか、今まで知見がいくつかあるところを少し使いながらという、そういう検討をされているということですね。わかりました。

これどこかに出ているのかもしれませんけれども、実施はいつからを考えられてらっしゃるのですか、これの窓口の開設は。

●事務局

今のところ、実際に窓口を開設いたしますのは令和５年の９月を予定しております。

◎会長

その前に研修が入るということですね。

●事務局

そうです。

◎会長

ありがとうございます。いかがでしょうか皆さん。他に結構いろいろありそうなところなのですけれども、ご意見ご質問があればお願いします。新しい取り組みでもありますし、本来先ほどおっしゃっておりましたように国のやるべきことなのかもしれませんけど、府でも対応できるところと考えたらかなりいろいろな論点が出てきているということですね。

〇委員

ご説明をありがとうございます。非常に興味深く聞かせていただきました。この施策ですが、既に先行して行っている自治体はあるのでしょうか。それとも、大阪府が初めて行うことになるのでしょうか。また、7ページのところで、部落差別やヘイトスピーチの問題に関してはプロバイダ事業者や法務省に対して削除要請を行っていて、既に実績があると読めるのですけれども、その実効性はどれぐらいあるのでしょうか。おそらくそれだけは立ち行かないのでこういった新しい取組をされていくのではないかと思うのですけれども、実際にこれまで法務省などへ削除要請をして、どれぐらい成果があったのかということについて教えてください。

●事務局

まず一番最後のご質問の方からお答えさせていただきますけれども、この資料の２－１の１４ページ、一番最後のページなのですけれども、「3削除要請」という欄がありまして、ここに過去３年ほどの削除要請の実績の数字と、「うち閲覧できなくなったページ」ということで記載をさせていただいております。私ども担当者の感覚から言うと、これまでのところ、削除要請をしたからといって、それが直ちに削除に結びつくというのは非常に可能性としては低いという感覚を持っております。ただ、最近ではプロバイダ事業者の方も独自にいろいろな取組をされているということも伺っておりますので、今後私どもとしては粘り強く削除要請というのは、やっていくということかというふうに存じております。

●事務局

一つ目の他府県の状況なのですけれども、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」なのですが、これと同じような条例を令和２年度に群馬県が施行されておりまして、群馬県でもそういった相談事業をされております。東京都ではＳＮＳ等を使った相談をされておりまして、こちらは対象の方が、１８歳未満の青少年とその保護者、学校関係者が対象となっている「こたエール」という相談事業をされているところでございます。

〇委員

ありがとうございました。大阪府は全年齢を対象にしながら展開するということですね。令和２年度から令和３年度にかけて数が大きく増えていますが、これは何か理由があるのでしょうか。

●事務局

令和３年度は、ちょうど令和３年度の中で、同和問題に関する別途審議会というのが私どもございまして、その同和問題の審議会の方でインターネット上の人権侵害の実態について確認したところ、多数の人権侵害と思われる事象が見つかりましたことから、そういったものを、随時削除要請を依頼したという数字が積み上がっております関係で、こういった数字になっております。

〇委員

何か事件などがあったということでしょうか。

●事務局

いや、３年度にとりわけインターネット上の書き込みについて、私どもが実態を把握させていただいた、調べさせていただいたという結果でございます。

〇委員

なるほど。体制が整ったということですね。

●事務局

そうですね。その審議会、同和問題の解決に向けた審議会を開催するにあたって、あえて実態をちょっと調べさせていただいたところ、そういった事象をかなり目にいたしましたので、そういった事象を、順次削除要請をさせていただいたという形でございます。

〇委員

わかりました。ありがとうございます。

◎会長

他にいかがでしょうか。ぜひそういう方向を進めていただければというようなイメージなのかもしれません。ありがとうございました。

それでは続いて、議事を進めていきます。次は議題の４ということになりますけれども、こちらが性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取り組みの改善について、および議題の５パートナーシップ連携証明制度の府内自治体連携について、ということで、この二つの議題を一括で事務局より説明していただきますので、委員の皆さんからもこちらの方については、この両方に対してご意見、ご質問いただければと思います。それでは事務局よろしくお願いいたします。

●事務局

二つ続けて説明をさせていただきます。まず一つが「（４）性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」の改定でございます。この資料は３をご覧ください。まずこの取組の策定するに至りました経緯について簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

資料３の取組の１ページ目をご覧ください。中段のところに「性的マイノリティの人々は、近年の調査によると人口の３～１０％いると言われており、これを踏まえれば、府内にも少なからぬ当事者が存在することになり、性の多様性についてさらに理解を深め、偏見や差別をなくしていく必要がある。」との記述がございます。あと、同じように取組の２ページの中段を見ていただきたいのですけれども、こちらの方に人権問題に関する府民意識調査についての記載をさせていただいております。この府民意識調査は、大阪府で５年に一度実施をさせていただいております調査でございます。平成２７年度、一つ前の調査なのですけれども、そのときに初めて性的マイノリティの人権問題に関する認知度を質問項目に加えております。そのときは、ここにございますように４３.3％という数字でして、このときは他の例えば子どもの人権問題とか女性の人権問題とか、他の人権課題の認知度と比べて最も低い数字でございました。その後、直近で令和2年度に5年後に調査をしているのですけれども、その時はここに書いておりますように75.5％ということで、32.2ポイントほど上がっている、大きく上がったのですけれども、まだ他の人権課題と比べましては低い状態でして、このとき１６個ぐらいの調査、人権課題の認知度を聞いているのですが、まだ下から2番目ぐらいの状況でございます。このように、いまだに性的指向とか性自認の多様性に関する無理解を背景に、やはり誤解ですとか偏見とか差別というものが生じている状況でございます。

また性的マイノリティ当事者の多くの方々は、悩みや不安を抱えておられまして、生きづらさを感じている状況にあるというふうに言われております。そこで、大阪府では性的マイノリティの人権問題に関する理解が十分に進んでいない状況を踏まえまして、当事者に対する偏見や差別をなくしていくためには、理解増進がやはり一番必要だという考えのもと、庁内の指針となります「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」ということで、これを平成２９年３月に策定をさせていただきました。この指針に基づきまして、性的マイノリティの理解増進に向けた取組を府では進めてまいったところでございます。具体的には、お手元の資料３を見ていただきまして、例えばそこの５ページになりますけれども、ここから「大阪府における取組」ということで書かせていただいております。めくっていただきますと、６ページ目のところから「（２）具体的な取組」ということで、例えば「府民意識の啓発」ということで、いろいろな冊子とかそういうものを通じた啓発活動の実施をここで例で示させていただいております。

続きまして７ページには、「府職員に対する研修」ということで、こちらの方も研修の具体的な内容について書かせていただいております。

三つ目が８ページになりますけれども、「当事者や家族等の関係者への相談体制の充実」ということを記述させていただいております。

このように取組んでいるところですけれども、この取組を策定いたしましたのが、先ほど申しました平成２９年３月でございまして、大阪府ではその後、令和元年の１０月に「大阪府性の多様性理解増進条例」というものを制定しておりまして、また令和２年の1月には、大阪府のパートナーシップ宣誓証明制度の導入ということで、後ほど説明させていただきますけれども、あと令和３年１２月に、先ほど人権教育推進計画の改定のところで説明しました人権施策推進基本方針、こちらの変更ということで三つほど大きな動きがございました。このような動きを踏まえまして、昨年９月に、内容に関しまして、人権局の兼務・併任職員というものが庁内の組織に配置されておりますので、その各部局の方へ意見照会を行ったりとか、あと学識経験者でありますとか、性的マイノリティの支援団体の方々へも御意見を伺った上で改定の方を行わせていただきました。

主な改定内容といたしましては、一つ目は先ほど申し上げました２９年３月以降の大阪府の大きな取組を踏まえた時点修正という形でさせていただいております。具体的には、この資料３の1ページに戻っていただきまして、その中段から下のところに、今申し上げました条例の話ですとかパートナーシップや基本方針の変更というあたりを記載させていただいております。

二つ目の大きな点は、９ページにちょっと飛ぶのですけれども、こちらの方で先ほど③まで府の取組を説明いたしましたが、この④のところ、これが先ほど申しました令和２年1月からこの宣誓証明制度を始めておりますので、こちらの方を記載させていただいております。

この９ページから１０ページにかけて、「その他」というところになりますけれども、平成３０年度に庁内の行政文書を点検いたしまして、今の男女の性別の記載の見直しとかそのあたりをさせていただいたことを加えておりまして、あとこの性的マイノリティの方々の府職員の休暇制度でありますとか、健康診断における配慮、このあたりを記載させていただいております。あとは下から三つ目の行になりますけども、トイレや更衣室などの職場環境の整備に関する今後の取組姿勢などについても記載をさせていただいております。

その他、取組の資料の１２ページからになりますけれども、性的マイノリティに関する近年の国の各省庁とか、府庁内の部局の取組事例などをここにまとめさせていただいております。

また１４ページ以降は、前回版でもつけておりましたけれども、大阪府のそういう相談窓口、性的マイノリティも含めた相談できるところ、ということで具体的な場所でありますとか、連絡先とかいうのをここで記載をさせていただきました。お時間のある時にでも見ていただければと思います。簡単ですけれども今回の改定につきましての私からの説明は以上です。

続きまして、資料の４で議題のパートナーシップ宣誓証明制度の府内自治体間連携についてご説明させていただきます。まず先ほど何度かパートナーシップ宣誓証明制度という言葉を説明差し上げましたけれども、まずこの制度は何かということで、このリーフレット、資料の４－１でつけさせていただいておりますので、これで概要を説明させていただきます。我が国では、婚姻は法律婚のみが認められておりまして、諸外国のように同性同士の婚姻、いわゆる同性婚は認められておりません。そのためＬＧＢＴＱと呼ばれます性的マイノリティの方々は、法的に結婚することができないというのが現状でございます。このような中、2015年、平成２７年ですけれども、東京都の渋谷区と世田谷区の方で、宣誓された同性カップルの方を婚姻に相当する関係というふうに認めまして、証明書を発行するパートナーシップ宣誓制度というものを開始いたしました。

大阪府では、先ほど申し上げましたが、令和元年の１０月に「大阪府性の多様性理解増進条例」というものを制定いたしまして、その7条の2項に府は「府が実施する事務事業において、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努めるものとする。」という規定を置いております。この規定に基づきまして、府の事務事業における配慮の一つといたしまして、パートナーであることを公的に認めてもらいたいという思いに応えることといたしまして、この令和２年1月から大阪府でパートナーシップ宣誓証明制度を始めさせていただいております。

この資料４－１の真ん中のところから下に、太字でパートナーシップ宣誓証明制度の下に小さい字で書かせていただいておりますけれども、そこで定義といいますか、状況について書かせていただいております。「性的マイノリティ当事者の方が互いを人生のパートナーとすることを宣言する「宣誓書」を提出し、大阪府が宣誓された事実を証明することにより、両者が社会において自分らしく生きることができるよう支援する制度です。」という記載をさせていただいております。こういう形で、ここにもずやんの絵がかいた受領証を載せさせていただいておりますけれども、実際にこれを申請された方々に交付をさせていただいております。

この制度の開始によりまして、どういう効果があるのかということですけれども、まず府の方で府営住宅の方の入居資格要件を拡大いたしまして、パートナーシップ関係にある方の入居申し込みというのが可能になりました。また府の職員の中で、性的マイノリティの方々が結婚や忌引きなど特別休暇を取られるということも可能になりました。

また宣誓書受領証を用いてどのようなサービスが受けられるかということですが、この資料４－１の裏面になりますけれども、右側の方に「大阪府では」「企業では」というような記載をさせていただいておりますが、その「企業では」というところを見ていただきますと、下に五つほど丸が書いておりますけれども、この携帯電話などの家族割の適用とか、あと住宅購入されたときのローンがペアローンで組めるとか、生命保険の死亡保険金の受取人に性的マイノリティのパートナーの方がなれるというような形のサービスが展開されております。すべての企業ではないのですけれども、かなりこのような動きは広まっておりまして、徐々に浸透していっている状況かというふうに思います。

府内の状況がどうなっているのかということなのですが、このパートナーシップ宣誓制度で、資料4－1のこの左側、表紙の左側に「宣誓することができる方」というところの下に令和４年３月１日時点の実施市というのを書いておりますけれども、若干増えているのですけれども、現在は大阪市、堺市、枚方市、交野市、大東市、富田林市、貝塚市で、この後茨木市、池田市の2市が実施しています。さらにあと数日ですけれども４月１日から吹田市で予定をされておりまして、合わせまして府内の１０の市で導入という形になっております。このように大阪府内で同じようなパートナーシップ制度を大阪府とこの１０の市でやっているということになります。さらに大阪市と富田林市、池田市におかれましては、ファミリーシップとして子どもを対象として広げられているところでございます。

府内１０市ということなのですが、大阪府の場合４３の市町村があるのですけれども、残りの33市町村の方はどうなるのかということなのですが、導入されてない３３の市町村にお住まいの方であっても、この制度を申請したいということであれば、私どもの大阪府の方に申請いただければできる制度となっております。

パートナーシップ宣誓制度は３月２９日現在、１６５組の方を認定といいますか受領証のお渡しをさせていただいております。先ほどの９市を合わせますと、まだちょっと吹田市は始めておりませんので、今行っておられます９市を含めましたら７００組ぐらいを超えるような数字になっている状況でございます。また府内の市町村の中には、ご自分の市ではまだやってなくても、この大阪府ですとか他の市町村の証明するこの宣誓書の受領証を持っていけば、例えば公営住宅に入居できるとかそういう形で使っていただける自治体もございます。簡単にパートナーシップ宣誓証明制度がどういうものかというのをご紹介させていただきました。

あと、資料４－２の方で自治体間連携の方の説明をさせていただきます。このチラシを見ていただきますと、まず一番下に「これまでの手続き」と「９月１日からの手続き」という形で図示したような図がございますけれども、こちらで手続きの流れを記載させていただいております。

これまではどういう手続きだったのかと言いますと、今の府と府内の９市の間で、また９市の間で宣誓者の方が引越しをされる、住居を変えられるという場合、宣誓者の方はこれまででしたら、この①にございますように転出した自治体の方に宣誓書受領証の返還をしていただいて、その後新しく転入した自治体の方に、②ということで再度の宣誓をして、独身証明書という市町村の方で発行している証明書ですけれども、こちらをまた取って提出いただくというようなことをお願いしておりました。それで最終的な④で新しい宣誓書受領証の交付をされるというような手続きだったのですけれども、これはやっぱり宣誓される方にとっては、同じような手続きをもう一回やらないといけないということで大きな負担となりますので、改めて宣誓を行うことや必要な提出書類のうち、先ほどの独身証明書を不要とするような、そういう手続きの簡素化を図るということで宣誓者の負担軽減を図ることといたしました。具体的にはこの右側の９月１日からの手続きになりますけれども、まず転出した自治体の方に宣誓書受領証を返還しに行く必要がなくなりました。あと、新しく転入した自治体の方にこのパートナーシップの継続を申告という形で出していただきまして、また独身証明書の提出というのはもういらなくなりまして、不要となりましたので、そのあたりの書類提出等を軽減いたしまして、そういう形での簡素化を図るということで昨年の９月１日から始めさせていただいたところでございます。

先ほど申しましたけれども、これが９月１日からこの制度を始めまして運用しているのですけれども、池田市が１１月で吹田市がこの４月からということで、現在、その２市を加えた１０市で、大阪府と１０市の間で新しく協定を結ぶというような形で今手続きを進めているところでございます。

この制度ですけれども、今9月から半年ぐらい経っておりまして、現在の件数といたしまして2件ということになっております。ただ今の時期がまさに引越しのシーズンになろうかと思いますので、この３月４月でもうちょっと件数が増えるかなというふうに見ておりますけれども、現状は今２件という実績でございます。

このようなパートナーシップを行っている自治体間では、全国的にこのような引越しなどに伴います住民異動があった場合に、宣誓者の負担軽減を図るための自治体間の連携を行う動きというのが進んでおります。

府といたしましても、今後府内の市町村でこの制度を始められるところというのが出てこられると思いますので、そういう新しく始められた市町村とこの府内連携を１０市からまた11、12という形で増やしていきたいというふうに考えております。

都道府県では、ちなみに現在大阪府を含めまして、１０都府県でこの制度を実施されております。また、近畿圏で、例えば京都府ですとか兵庫県におきましては、京都府でしたら府内の５の市でされておられたりとか、兵庫県では県内の７市1町でこのようなパートナーシップの制度を持っておられて、私どもと同じような形で簡素化ということでこういう連携をして、事務の軽減を図っているという実態がございますので、このように都道府県や近畿圏の方でも同じような動きをされておりますので、今後はその辺りも見据えて広域的に連携を進めていきたいというふうに考えているところでございます。説明は以上でございます。

◎会長

ありがとうございました。内容的には二つということになりますね。性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組と、パートナーシップ宣誓証明制度の自治体間の連携ということが始まっています、ということで、報告をいただきましてありがとうございます。こういう動きに対してということになりますので皆さんの方からご意見、ご質問いただければと思います。

〇委員

ありがとうございます。質問があるのですけれども、ファミリーシップ制度というのが大阪府の中でもいくつかの自治体がされていて、そこでは例えば同性のパートナーとか性的マイノリティのパートナーのお子さんとか、自分の親とかも含めてある実態があれば家族としてファミリーとして認めるという制度なのかというふうに私は理解したのですけど、そこで一点質問があるのが、公営住宅とか、その親族要件があるようなところで、パートナーシップ制度を結んでいる人たちも入れるようにするというお話だったのですが、例えばファミリーシップ制度でお子さんがいる場合でも入居一緒にできるという形なのですか。

●事務局

先に申し上げましたように、大阪市、富田林市、池田市の方でそういうファミリーシップを提案させていただいているのですけれども、基本的にはそこの自治体の公営住宅については、その制度でできるというふうに思います。あとはそれ以外のところは、さっき申し上げましたように、自分のところで使ってなくても公営住宅とかを他の自治体はしていただくとかもあるようなのですけども、今のファミリーシップが全てできるかというのは確認がちょっとできていないですけれども、そこは考えていただけるのではないかなと思います。

〇委員

関連することなので、引き続きお話させていただければと思うのですけれども、先ほどもインターネットの話で国がやってほしいというような話もあったのですけど、国に意見というか国と関わることなのかもしれないのですが、私、研究とか調査の関連で見聞きして何かおかしいのではないのかと思ったのが、ＵＲってあるじゃないですか。今回、国土交通省と関係してくることだと思うのですけど、ＵＲでハウスシェアリング制度っていうのがありまして、ハウスシェアリング制度では、普段別に同性パートナーっていうふうに明記はされていないのですけれども、その大人の単身者同士が同居することができるということで同性カップルでも何やら使っている人もいるらしいというのは、聞いて知っているのですけれども、ただ一方で、私、子育てしている人とかにも調査したときに、「なんだそれ」って思ったのですけれども、同性のパートナー、性的マイノリティのパートナーとお付き合いしていて、相手にお子さんがいたらしいんです。その人自身にお子さんがいたのかわからないのですが、一緒にパートナーとお子さんと、あの子どももすごくなついているから一緒に住もうと思ってＵＲに相談に行ったら、「これは大人同士の制度なので、お子さんがいる場合は使えません」と言われて、「何それ」となって何かもう面倒くさくてやめたというふうにその人は言っていたので、府とか自治体の方でそうした制度が整ってきている一方で、その制度が、何と言うのかＵＲは全国的にいろんなところにもあって、きっと性的マイノリティの人でも使いたいという人たちがいて、皆さんいろんな家族形態をされていると思うので、そういうところを何か働きかけるというかした方がいいのではないかなと個人的に思った次第です。私からは以上です。

◎会長

ありがとうございました。後半の方は、提言というかそういうことを働きかけてほしいという、そういう意味合いで受け止めました。ありがとうございます。

〇委員

パートナーシップの宣誓書の件なのですけれども、すごく前向きなお話がとても多いのですけども、これパートナーシップの解消がある場合はどうされるのですか。私は、仕事上人間関係が壊れた仕事ばっかりするので、結局壊れたときにどうするというところなんですね、法律の出番とか、制度の出番ってそういうところもすごくあって。このパートナーシップで宣誓して、いろんな意味で、そういうパートナーシップとしての、公営住宅でもそうなんですけども、家族割りでもそうなんですけども。

でも、例えば離婚とか法律婚とかしておられたら、例えば離婚ってぴしっとまたはっきりしたものがあるんです。そうすると離婚しているからと言っていろんな手続きが別れる手続きもすごいスムーズになる。ある意味、内縁的な関係って別れるのもズブズブになりやすいんです。そういうのを考えるときに、このパートナーシップの宣誓というのも、制度がいろんな意味で拡充していくと、むしろその逆に別れたときのズブズブ感というか、要するに離婚手続きみたいなものはないし、パートナーシップだから片一方が「もうあなたパートナーじゃない」と言ってしまえばある意味終わってしまう話で、だけどその片一方は、「いやパートナーシップあるじゃない、宣誓書あるじゃない」、「いや、でも返しに行こうよ」みたいな。そういうところはどの辺りまで考えられるのかなと思ったりしますね。

●事務局

先生ご指摘の点は、実際に先ほど１６５組と申し上げましたが、はっきり言えないのですが今、５、６組ぐらい今までこの間やってきて解消というのがございます。一応私どもの要綱にも、解消のときの要件というのを書いておりまして、基本的にはお別れになった場合とか死別の場合なんかもあるのですけれども、そのときはこちらの方に返納をいただくというようなことをお願いしております。実際には郵送が多いですけれども、お返しいただける形になっておりまして、そういう実態がございます。

確かにおっしゃるように、法律婚とはまた違う形でその辺りの問題点もあると思いますので、現在はそういう形で解消された方に関してはお返しいただくような形で手続きの方をさせていただいているところでございます。

〇委員

結局こういうパートナーシップ宣誓って言い方は、悪いですけど牧歌的な、みんなで祝福しようっていう雰囲気で、何もないより、「こんなのがあるといいよね」という話がどんどんいろんな意味で、それが独り歩きではないけれど制度化という話でどんどん制度化していくような。例えばその公営住宅の話ももちろんそうなのですけれども、例えば結婚して公営住宅に入りましたと。ちゃんと離婚するときには片一方が言ったら住み続けられるとか、亡くなったら相続的にそのまま家に使えるとか、そういう紐づいてメリットがあったりもするし、そういったこととかにもどんどん今後使い替えだ、なんていうのかな、すごく増えるかどうかは別としても、そういうふうなところまで仮にその制度的に広がっていくとすれば、重みが出てくるじゃないですか。パートナーシップ宣誓っていうことに対して。だけどそこにどこまでの紐づきって言うのか重みが出てくると、別れるときの重み、それこそそのパートナーシップ宣誓破棄訴訟とか、そんなものが出てくるのだったら、どんなふうになってくるかなという疑念もあるし、やってみないとわからないこともあるかなと思うのですけど、例えばこういうものにすごく重みが出てくると、やっぱりその解消の手段もありますよ、みたいな、「そういうときにはこういうふうにやってくださいね」と。でも、例えば共同して申請しないと解消にはなりません、みたいな話になると、離婚と一緒じゃないですか。でもそういう話じゃないはずですよね、本来は。そのあたり、もしかしたらもう考えていかないといけないことになるかもしれないですよねっていう、ちょっとぼやきみたいな感じなのですが。

◎会長

ありがとうございます。そういう発想とかそういう思考を、ぜひ専門的見地から発揮していただきたいというのがここの審議会の思いですので、また何かそういう課題が出たら、おそらく先生のところにも相談が来ると思いますので、またその後、事例提供していただければと思います。

まさに今作っているところですので、でも作っていったらそういう課題が出てきますよ、ということですので、ぜひチェックをしていただければと思います。ありがとうございました。

〇委員

まさにこの世の中の発展に向けた家庭の第一歩かなというふうに思っていまして、府内では１０市パートナーシップ制度をやっておりますが、この先ほど大阪府さんの話を聞かせていただいて、やはりこれの理解を増やしていく、広げていくということが大事であって、富田林市としては市営住宅の入居について、ファミリーシップ制度を実施しましたのでそこまでＯＫということにしておりますし、富田林市にあります済生会の富田林病院では、例えば手術のときに家族として立会いもＯＫですということにさせていただいたりしていますが、できるだけその理解を協力していただけるところを増やしていこうとしておりますが、府の方で企業ではいろいろ取り組みをしていただいておりますけど、それをできるだけ府は府で、民間企業との連携ですね理解を増やすという努力をしていただきたいというふうに思っています。特に２０２５年に大阪・関西万博ありますのでね。それに向けても一緒に大事なことだと思いますのでお願いしたいと思っています。

あと、この近畿圏とか都府県レベルでのこの連携ですね、ここも非常に大事だと思っていますので、これの取り組みについては府のリーダーシップを期待しているところです。

富田林市では、「にじいろブーケ」という当事者や支援者のコミュニティスペースを実施していますが、まさに市民だけではなくて、いろんな市内外の府県でのＬＧＢＴＱの方々も来ていろいろ2か月に1回交流会していただいておりますので、そういう方々の声も聞きながら、まずはファミリーシップ制度、パートナーシップ制度をやっていこうということでしておりますので、先生方からお話があったように、とにかくどんどん発展していく過程かなというふうに思っています。この一点ですね。民間企業への働きかけについては、府の方で力入れてほしいなというふうに思っております。

◎会長

ありがとうございました。まさに地方自治体の長としてこの問題に取り組んでらっしゃる様子を示していただきました。富田林市は「増進型地域福祉」ということで取り組んでいらっしゃいますので、ぜひこういうモデルを示していただいて、こういうやり方が自治体でも可能だっていうのを示していただければ他のところに波及していくようなことになると思います。

〇委員

先ほどおっしゃっていたパートナーシップが解消したときと死別というお話があったのですけれど、死別するときに返してくださいということにはなっているのですが、例えば病院とかいろいろなところでパートナー関係を証明したりその死後にまだあった方がいいというような意見もあったりするということをちょっとお伝えしておこうかなと思いました。

すぐ返しちゃうと、その後のいろんなことにちょっと困る、あった方が助かるというような意見もあったので、もし細かいことでこれからなのかもしれないですけど、死別で返されるときはこういうときに返すとか、写しが必要な人がどうなのか、何かそういうのがあるといいのかなと思いました。他に証明するものが何もないので現段階ではということです。以上です。

◎会長

ありがとうございます。細やかですね。その辺り本当に実際の生活の上での必要性みたいなところが伝えていただける方がいないとしょうがない、ということで、ありがとうございます。まさにこれからの制度ですので、皆さんぜひよろしくお願いいたします。

まずよろしいでしょうかここまでは。それでは、これが最後の議題6ということになります。「大阪府在日外国人施策に関する指針」の改正についてということになりますので、事務局からよろしくお願いいたします。

●事務局

それでは、今年度改正いたします「大阪府在日外国人施策に関する指針」につきまして、資料５－１と資料５－２についてご説明させていただきます。

まず今回お示しいたします「大阪府在日外国人施策に関する指針」につきましては、庁内関係部局で現行指針を見直しまして、その後、大阪府在日外国人施策有識者会議への意見の調整ということで、昨年１１月と３月に開催したところでございます。その他にパブリックコメント手続き、そして府内市町村への意見照会を実施、議会でのご議論など、これまでいただいた真摯なご意見を踏まえまして、文言の修正や事実確認を踏まえた修文について反映いたしました。なお、１２月以降、府民からの意見を求めるいわゆるパブリックコメントにつきましては、１９４名から２０７件の様々な意見が寄せられたところでございます。

まずお手元の資料５－２ですけれども、冊子をご覧ください。表紙をめくっていただきますと、左側ページに「はじめに」がございます。「はじめに」のところで改正に至ります経緯を書いております。上から第３段落目でございます。大阪府では平成１４年に「大阪府在日外国人施策に関する指針」を策定いたしました。指針の目標であります、すべての人が人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現をめざし、在日外国人施策を総合的に進めてまいりました。指針策定から２０年余りが経過した現在、外国人数の増加、国籍の多様化など、府内で暮らす外国人の状況は大きく変化しております。

その下でございますけども、国におきましては、外国人への住民票の作成、特定技能の在留資格の創設など、外国人に係る制度も行われてきました。近年では、新型コロナウイルス感染症の拡大により大阪で暮らす外国人の方にとっても生活などにおいて様々な影響がございました。

このような外国人を取り巻く状況の大きな変化を踏まえるとともに、大阪・関西万博及びその後の未来社会を見据え、今般指針の改正を行うこととしました。これが経緯でございます。

続きまして、右側のページに目次がございます。構成といたしましては、全体として４部構成になっております。

第1では「指針改正の背景」、その下、第２は「在日外国人施策推進の目標」、そして第３は「在日外国人施策の基本的方向」、第４は「推進体制」と４章立てになっております。

それでは、指針の内容につきましては、資料５－１、概要をご覧ください。まず指針改正の背景といたしまして、左側の「在日外国人の人権をめぐる国内外の動向」と右側の「大阪で暮らす在日外国人の状況」がございます。左側「在日外国人の人権をめぐる国内外の動向」では、上から「国際的な動き」、「国における動き」、「府における動き」に分けてそれぞれ主な記載をしております。

そして右側の「大阪で暮らす在日外国人の状況」をご覧ください。指針を策定しました平成１４年末と令和４年６月の現在、在日外国人を比較しまして、状況の変化を挙げております。

まず在日外国人数でございますが、大阪では平成１４年に２１万人強であったものが、令和４年には26万人となっております。国籍・地域の数も１４０から１７０に増加しております。その右隣、国籍・地域別で見ますと、20年前は韓国・朝鮮、中国、ブラジル、フィリピンの順でございましたが、令和４年は韓国・朝鮮、中国、ベトナム、フィリピンの順となっておりまして、ベトナムが顕著に増加しております。その右隣、在留資格別では、現行指針への記載はございませんが、今回は平成１４年と令和４年を比較する形で記載しました。一番多いのは特別永住者、２番目が永住者であることには変わりはございませんけれども、その割合は大きく変化し、特に特別永住者の割合が６割から約３割と半減しております。そのさらに右隣、近年外国人労働者数も増えていることから、今回平成２０年から始まりました厚生労働省の「外国人雇用状況」から平成２０年と令和４年を比較したところ、約２万４０００から約１２万4000と約５倍に増加しております。

その下でございます。「指針改正の考え方」、こちらにつきましては先ほど「はじめに」のところでご説明させていただきましたので割愛させていただきます。

その下の目標と３つの視点につきましては、現行指針の基本的な理念を継承することとして、特段の変更はございません。

さらにその下でございます。「在日外国人施策の基本的方向等」につきましては、指針が掲げる目標の達成に向け、人権尊重意識、生活情報、医療・保健・福祉サービス、災害支援、住宅・就労支援、教育、地域参画こういった７つの分野の分類におきまして、今後の施策の方向を記載しております。

現行の指針は５つの分類でございますが、ヘイトスピーチ、あるいは日常生活の様々な場面における多言語化に対応するため、７つの分類への再構成にあたりましては、現行指針の「人権尊重意識」の中にございます「住宅・就労支援」を独立させるとともに、新たに「災害支援」、それと府政参画に加え、「地域参画」の分野を設けております。

各基本的方向の下に主な施策の方向を示しております。墨つき括弧の【新】と書いておりますものは、現行指針には記載のない新たな施策を示しております。それでは左から順にご説明いたします。まず、「人権尊重意識の高揚と啓発の充実」でございますが、大阪府におきましては、令和元年に施行しましたヘイトスピーチ解消推進条例を踏まえまして、府民啓発の充実・相互理解を図るため、条例の周知啓発に取組むこととしております。その右隣にございます「生活情報の提供と相談機能の充実」でございますが、生活情報提供の充実を図るために、近年進展するＩＣＴの活用による多言語情報の提供に取組むこととしております。

さらにその右側、「安心のための医療・保健・福祉サービス体制の充実」でございますが、新型コロナウイルス感染症などの感染症の感染拡大に備えるために、感染症流行時における対策対応等に取組むこととしております。その右側です。「安全を守る災害支援体制の充実」でございます。これは新しく加えた分野でございます。災害情報や災害時に必要な情報を受け取ることができるような支援体制の整備を推進するために、記載しておりますような情報発信等による支援、効果的な情報伝達体制の整備、避難所における支援に取り組むこととしております。その右側にございます「安心して生活できる住宅・就労支援の充実」でございます。住宅入居にかかわる啓発等の充実を図り、住宅に円滑に入居できるよう多言語による情報提供に取組むこととしております。

その右側にございます「国際理解教育・在日外国人教育の充実」でございます。在日外国人教育の充実を図り、児童・生徒が主体的に進路を選択できるように、多言語による情報提供や個別相談などに取組むこととしております。

最後になります。「地域・府政への参画促進」でございます。地域住民として主体的に地域で活動できるように、地域社会への参画や留学生の就職促進に取り組むこととしております。

最後に一番下にございます「推進体制」でございます。今申し上げました基本的方向に沿った施策を推進するために、全庁挙げた取組を推進いたします。そして推進に当たりましては、右側に記載しておりますけれども、外部の関係機関等との連携を図るとともに、国への必要な法制度の改善を働きかけてまいりたいと考えております。資料の説明は以上でございます。

最後に本日ご説明しました改正指針につきましては、３月３１日にパブリックコメントの結果とともに公表する予定でございます。今後、この新しい指針で示された施策の方向をもとに、関係部局がそれぞれの分野で施策を進めていくとともに、施策の実施状況等につきましては、毎年度取りまとめ、大阪府在日外国人施策有識者会議に報告することとしております。説明は以上でございます。

◎会長

ありがとうございました。この分野は本当にコロナの影響は当然あるのでしょうけど、日本の動向としても非常に重要になってくる問題だと思いますね。それで先ほどの改定案ありました通り、かなり広がってきているということもご了解いただけたと思います。

それでは最後の議題になっているのですけれども、先ほど説明いただきました在日外国人の施策に対する指針あるいはそれをめぐる様々な課題が出てくるかと思いますけれども、皆さんの方からご意見、ご質問いただけたらと思います。

〇委員

全ての手続きを経てから出てきている「指針」ということで理解したのですけれども、パブリックコメントが２００件ぐらい来ているっていうことでかなり注目されているのかと思いましたので、その概要について教えてください。

●事務局

パブリックコメントでいただきました意見につきましては、改正前の指針に書かれていたことが、このパブリックコメントで出した案の方では、書かれていないのではないかというのが大部分でございまして、大きく３つただいまからご紹介させていただきます。

まず一つ目なのですけども、改正の背景にございますように、大阪で住まわれている在日外国人の多国籍化が進んでいるということを考えまして、在日韓国・朝鮮人の方も含めて在日外国人と表記しておったんですが、やはり大阪では、在日韓国・朝鮮人の方が一番多く住まわれ、日本でも一番多いということを踏まえて変えてほしいということで、「在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人」というような表記にさせていただきました。それが後ほどでも見ていただきたいと思うのですけれども、１６ページのところにございます。

それともう一つは、日本が朝鮮半島を統治していた時代の歴史的経緯、これが書かれていないのではないかということで、こちらの方につきましても、８ページの方を見ていただきたいのですけれど、８ページの下の部分です。「その多くは日本が朝鮮半島を領土としていた歴史的経緯により」というふうな記述、これは大阪府の人権白書でございます「ゆまにてなにわ」、こちらの方に書かれているものをそのまま用いさせていただきました。

最後にもう一つは教育庁が所管している部分なのですけども、在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針、こちらの方が書かれてないのではないかということで、こちらの方につきましても、２２ページに記載がございますけども、三つ目の丸です、「在日外国人教育の充実」のところで、その指導指針など、これまでの経験と成果を生かして実施していくというようなことを書かせていただいております。以上でございます。

〇委員

ありがとうございます。こういった形でパブリックコメントをちゃんと反映させたということと、やはり歴史的な経過は非常に重要ですので、その辺りぜひ盛り込んでいただきたいなと思っておりました。ありがとうございます。

〇委員

私、子どもが今中２なのですが、この4月に中3になるのですが、ハイクラスな国際交流というよりもっと地べたの交流というか、多文化がもう待ったなしで、共生社会がもう待ったなしで迫っているというか、もう現実にそうなっているというのをすごく実感することが多いです。普通に学校に転校してくる、途中から転校してくる子がもう外国ルーツとか、本当に多いです。その中で、大阪府の府立高校さんもすごく頑張っていて、日本語指導が必要な外国人生徒とか、すごく引き上げようとしているっていうのは感じることも多いです。その中で、もちろん府立高校が府の所管だからというのはわかるのですが、小さいところの部分ありますよね、未就学とか小学生とか中学生、そうなると市町村の話になってくるかなとは思うのですけれども、当然別に完全に大阪府と切り離されているわけではなく、特に中核市さんとか、基本大阪府の指針とかにいろいろな意味で従って、一緒にやっている部分もあるとは思うのですが、その辺りの小さい子とか、小学生とか中学生とかのそういう市町村の外国籍のお子さんとかへの教育の取組というか、放っておくと義務じゃないだけに、基本義務じゃないですよね。難しいところはあるかなと思うのですけど、こんな感じで進めているのかなと思ってちょっとお聞きしたいんです。これはどちらかと言うと意見というか、どんなふうに進めているのかという、素朴な疑問としてあるんです。富田林市長に聞いた方がわかるかな。

◎会長

一回事務局の方で聞いてみましょうか。それで市長の方から何かあれば。確かにそうですね。先ほど数字はありましたけれども、全体の数字が出てくるだけで、外国人みたいな感じのイメージもあるのですけど、もっと子どももいるし、あるいは高齢者の方も出てくると思いますので、まずはその未就学なんかを含めて、そういう小さい子どもたちの問題に対しての意識といいますか、取組というかその辺りについて、まず府の方ではいかがでしょうか。

●事務局

今、委員からお話があった点なのですが、資料５－２の冊子の方の２３ページをご覧いただけますでしょうか。２段落目に、「また、」ということで、外国籍の子どもたちへの就学支援について、委員がおっしゃる通り小中学校については市町村が担当になるのですけれども、この外国人の方の未就学については全国的にも問題になっておりますが、資料に記載のとおり日本語以外の言語就学案内を送付したり、案内に対してそういう返信がない場合は個別に家庭訪問するなど、各市町村においてそれぞれ工夫された取組がなされているところでございますので、府といたしましては、このような取組事例を広く伝えることで、外国籍の子どもたちの就学機会が適切に確保されるよう、努めてまいりますとし、今回の指針の改正に当たって新たな課題ということで、新規に記載をさせていただいたところでございます。

◎会長

ありがとうございます。まずは今、新規にそういう取組が始まったというご報告ですよね。

委員の方からもし何か補足的にありましたら、取組の実態とかあったらお願いしたいと思います。

〇委員

質問に答えるというよりも、地方自治体の長としては、やっぱり外国人市民の方々と、一人でお住まいでも、住みよい町に安心できるような街にしていきましょうというスタンスでやっております。これまで国際交流協会の方々とかいろんな活動があるので、そこと連携してやっていこうと思っていますが、市としてやっていることを紹介しますけど、一昨年ですね外国人市民会議という会議を作りました。そこにはベトナム、中国、ペルー、台湾の方、我こそはその委員になりたいという方に手を挙げていただいて、７名の方に委員になってもらいました。そこで具体的にいろいろ話をしてもらったのですが、私達が初めて気づいて、ある意味では気づいたこと、例えば市のホームページを外国語表記に変えることをしていたら皆さんに情報が伝わっているのかなと思っていたのですけど、実際そうではなくて、ウェブページを外国語表記に変えたところで、自分たちにとって何が必要なのか、どんな情報が欲しいのかとかそもそもわからないので、もうそれはあんまり私達にとっては意味がないんですということを聞いて、どきっとしました。例えば、富田林市に来て、自転車の２人乗りは日本に来たら駄目なんだよということを知らなかったとか、ゴミ出しを決められた日に出すこと自体を知らなかったということにおいては、富田林市で住む上で何が私たちにとって大事なのかということを伝えてほしいんですという話を聞きましたね。それを踏まえて、外国人市民の方といろいろ協議をしています。

そこで一つは、やさしい日本語で市政情報を知らせてほしいという意見があって、外国人市民向けのフェイスブックを立ち上げました。これはどんな情報を載せてほしいか、また市としてはこんな情報を知ってほしいということをやさしい日本語で情報発信しています。

それとちょっと宣伝です。「救急車のよびかた」というやさしい日本語でリーフレットを作ったんです。これは、本市の女性消防士が救急で現場に行ったときに外国人市民の方がおられて、全然伝わらなかったということがあったので、これを作ろうと彼女、1年かけて、日本語学校とかに行きながら、改良に改良を重ねて、こういうリーフレットを作りました。

市としては、具体的に外国人市民の方が何で困っていて、これは先生がおっしゃったように、例えば保育所に通っている子どもたち、そしてその保護者にちゃんと情報が伝わっているか、小学校・中学校に通っている子どもたちはどうなのか、保護者の方にちゃんと情報が伝わっているのか、ということを具体的な事例や、声を踏まえて具体的にやっていく、それが地方自治体としてできることで、やらなければならないことだと思っていますので、先生の答えになっていませんが、そういう形でどの市町村も今、必死で頑張って一緒にまちづくりを進めているということです。

〇委員

私はこの分野に詳しいわけでは全然ないのですけれども、外国人施策というのは労働者や留学生のほか、元々おられる外国人の方、それから特に子どもに対しては教育面でもかなりいろいろ施策が動いているように思いますが、全体的にジェンダーの視点があまり見えないというのが気になっています。最近ベトナム人の元技能実習生の死産児遺棄事件が最高裁で無罪判決が出ましたよね。この件をみても、「外国人」と一括りにしてこれらの施策が作られているだけでは不十分ではないのか、ジェンダーや年齢などの視点が必要ではないのかということが気になるところです。具体的な案はないのですけれども、そのあたりの複合的な部分をどのように重ねていくのかというあたり、もし何かご意見があったらお伺いしたいなと思います。

●事務局

こちらも資料５－２の冊子の方の１５ページをご覧いただけますでしょうか。私どもの外国人の有識者会議でも、今、委員からいただいたようなご意見がございまして、上から２段落目、こちらの方に「相談者が、言葉の壁や外国人に対する偏見だけでなく、ジェンダーや年齢、障がいの有無等により複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、適切な支援の提供につなげられるよう努めます。」ということで、外国人ということだけでなく差別を受ける場合があることにも対応していくように、というのを今回追記させていただいております。

〇委員

わかりました。今後の課題ということですね。

◎会長

そうですね。だから外国人問題の中でまたジェンダーみたいな形であるのか、ジェンダーの方を広げていってそこに様々な国籍の人も当然入ります、みたいな両方のアプローチが当然あると思いますので、その辺りについてはさらに皆さんご意見あればいただければと思います。

それでは一応予定しておりました事項については以上ですけれども、全体的に何か皆さん、ご意見がございましたらコンパクトに発言いただければぜひお願いしたいと思いますが、全体的にいかがでしょうか。今日は初めてということでしたので、かなり説明が長い形になってしまったので、全員の方からご意見いただくことにはできていませんので、何かございましたらよろしくお願いします。

〇委員

大阪府の子どもの生活に関する実態調査が、次年度２０２３年度に大阪府の方で行われる予定です。前回も６年前にされていて、私も委託を受けたところなのですが、外国籍の子どもたちの実態を、実は他には例がないぐらい明らかにしています。６年前の調査でも。それで調査票も言葉を日本語だけじゃなく多言語で入れて調査票も作りますので、生活実態を把握するという調査なのですが、この担当課の皆さんとぜひ子どもの貧困対策のところと、ご意見を出していただけたらありがたいのではないかなと思いました。どこまでたくさん入れられるかどうかわかりませんけれど、外国籍の子どもたちが、かなりの数、先ほどのお話もありました他の自治体に比べてすごく多い件数になります。だから外国籍の子どもとそうでない子どもたちの比較というのも、本の中の一章で出していますけれども例がないぐらいの数にはなるので、ぜひ大事なポイントの意見を、担当課の皆さんから、一応貧困対策の方を出していただけると委員の先生方の意見を踏まえて出していただけるとありがたいなと思いました。

◎会長

ありがとうございました。その辺りはまた事務局とも詰めていただいて検討いただければと思います。

議事内容は以上でよろしいでしょうか。本日の次第としては以上ということで終了させていただきます。

事務局の方に司会を戻しますのでよろしくお願いします。

●事務局

会長、議事進行どうもありがとうございました。委員の皆様も本日は色々と貴重なご意見頂戴いたしまして、ありがとうございました。次第３で「その他」と入っておりますけれども、これは連絡事項1点だけでございます。郵送させていただきました資料の中に、「大阪府人権白書ゆまにてなにわ37」という冊子、それから、同じく「ゆまにてなにわ～施策編～」というものを同封させていただいておりまして、これは毎年発行させていただいているものですので、またお時間がある時にご一読いただければ幸いでございます。

それから次回の審議会というのは、日にちは未定でございますけれども、必要に応じまして、また改めてご連絡をさせていただきたいと存じます。

それでは、これをもちまして第４３回の大阪府人権施策推進審議会を終了いたします。皆様お忙しい中、長時間どうもありがとうございました。